

市 会 議 案

令和8年2月定例会（令和8年2月18日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和8年第95号議案	名古屋市行政手続条例の一部改正について……………	1頁
令和8年第96号議案	名古屋市印鑑条例の一部改正について……………	7頁
令和8年第97号議案	名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について…	11頁
令和8年第98号議案	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例の廃止 について……………	13頁
令和8年第99号議案	名古屋市駐車場条例の一部改正について……………	15頁
令和8年第100号議案	火災予防条例の一部改正について……………	19頁
令和8年第109号議案	契約の締結について……………	29頁
令和8年第110号議案	契約の締結について……………	31頁
令和8年第111号議案	契約の締結について……………	33頁
令和8年第112号議案	契約の締結について……………	35頁
令和8年第113号議案	契約の締結について……………	37頁
令和8年第114号議案	契約の締結について……………	39頁
令和8年第115号議案	契約の締結について……………	41頁
令和8年第116号議案	契約の一部変更について……………	45頁
令和8年第117号議案	契約の一部変更について……………	47頁
令和8年第118号議案	土地の無償貸付について……………	49頁
令和8年第119号議案	土地区画整理に伴う町の区域の変更について……………	53頁
令和8年第120号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	59頁

名古屋市行政手続条例の一部改正について

名古屋市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市行政手続条例の一部を改正する条例

名古屋市行政手続条例（平成 7 年名古屋市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算

機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、行政手続法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案 / 現 行)

名古屋市行政手続条例 (抜すい)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の $\frac{\text{名宛人}}{\text{名あて人}}$ となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) } (略)
(4) }

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の $\frac{\text{名宛人}}{\text{名あて人}}$ となるべき者の所在が判明しない場合において、第1項の規定による通知を、公示の方法、その者の氏名、同項第3号及び第4

号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面を

いつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること

によって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週

間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、

第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる

事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨 (以下この項において「

公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧する

ことができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条^{第4項}/_{第3項}後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 }
3 } (略)
4 }

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項^{及び第4項}の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項^{及び第4項}中「不利益処分の^{名宛人}/_{名あて人}となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、^{同項中「}「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「^{同項中「}「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、^{当該措置を開始した}「^{当該措置を開始した}日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び^{第4項並びに}第16条の規定は、弁明の機会の付与に
ついて準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは
「第28条」と、^{同条第4項中「第1項}第3号及び第4号」とあるのは「^{第28}
^{同条}
^条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「
^{第4項}
同条^{第3項}後段」とあるのは「第29条において準用する第15条^{第4項}
^{第3項}後段」
と読み替えるものとする。

名古屋市印鑑条例の一部改正について

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、登録を受けた者が、次に掲げる方法のいずれかにより第1項の申請をするときは、登録証を添えることを要しない。

- (1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を添える方法
- (2) 個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備

- 用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。)を用い、本市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と電気通信回線で接続した通信端末機器を使用する方法
- (3) 個人番号カード(公的個人認証法第3条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る。)を用い、名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和3年名古屋市条例第58号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の申請について、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市印鑑条例 (抜すい)

(登録証明の申請)

第10条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、登録を受けた者が、次に掲げる方法のいずれか

により第1項の申請をするときは、登録証を添えることを要しない。

(1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認

証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」と

いう。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード

用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下この号及び

次号において同じ。）を添える方法

(2) 個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86

号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人

認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備

用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれてい

るものに限る。）を用い、本市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装

置を含む。）と電気通信回線で接続した通信端末機器を使用する方法

(3) 個人番号カード（公的個人認証法第3条第7項の規定により同条第1項

に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限
る。)を用い、名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
(令和3年名古屋市条例第58号)第3条第1項の規定により電子情報処理
組織を使用する方法

令和 8年第97号議案

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8年 2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第17号の 9中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8年 5月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市保健衛生関係手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第 2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
() } (略)
(17)の 8 }

(17)の 9 医薬品医療機器等法第14条^{第13項}_{第15項}の規定に基づく医薬品の製造販

売の承認を受けた事項の一部変更の承認の申請に対する審査

医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 1品目 100円

(18) }
() } (略)
(49) }

2 (略)

令和 8 年第98号議案

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例の廃止について

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例を廃止する条例

名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会条例（令和 3 年名古屋市条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会を廃止する必要があるによる。

令和 8 年第99号議案

名古屋市駐車場条例の一部改正について

名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市駐車場条例（昭和34年名古屋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表の中欄中「特定用途（）」の次に「共同住宅の用途を除く。」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、駐車場法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市駐車場条例 (抜すい)

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 次表左欄に掲げる地区内又は地域内において、同表中欄に掲げる規模の建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に同表右欄に定める割合により算定した台数を合計した台数（1台未満の端数は、切り上げる。）以上の規模を有する自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を附置しなければならない。

地区・地域	建築物の規模	自動車の駐車台数の割合
法第3条第1項の駐車場整備地区（以下「駐車場整備地区」という。）並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の商業地域（以下「商業地域」という。）及び近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）	法第20条第1項の特定用途（ <u>共同住宅の用途を除く。</u> 以下「特定用途」という。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含む。以下「特定部分」という。）の床面積と特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除く。）の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計が1,500平方	(略)

メートルを超えるもの

2 } (略)
3 }

規模
に同
数は、
駐車

割合

令和 8年第 100 号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8年 2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第10条の 2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1項中「熱気浴室に設ける放熱設備（以下「熱気浴設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に、「前条」を「第10条」に改め、同条第 2項中「熱気浴設備の」を「一般サウナ設備の」に改め、同項第 2号中「熱気浴設備は、」を削り、同条を第10条の 3とし、第10条の次に次の 1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第10条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、出力 6キロワット以下のものであり、かつ、まきを使用するもの又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及

び構造の基準は、第 5 条第 1 項第 2 号から第 9 号まで、第 14 号及び第 19 号（イを除く。）、第 7 条第 2 項並びに第 10 条の 3 第 2 項第 1 号の規定を、管理の基準は、第 5 条第 3 項第 1 号から第 5 号までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、第 7 条第 2 項中「前項に規定するもののほか、不燃材料」とあるのは「不燃材料」と読み替えるものとする。

- 2 簡易サウナ設備の構造の基準は、前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の温度が過度に上昇した場合において、自動的に熱源を停止できる装置を設けることとする。ただし、まきを使用する簡易サウナ設備にあつては、速やかに使用することができる位置に消火器を設けたときは、この限りでない。

第 45 条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 4 号中「熱気浴室」を「サウナ室」に改める。

第 57 条第 6 号を削る。

第 68 条中第 4 号の 4 を第 4 号の 5 とし、第 4 号の 3 を第 4 号の 4 とし、同条第 4 号の 2 中「熱気浴設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第 4 号の 3 とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) の 2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている簡易サウナ設備及び一般サウナ設備又は現に設置の工事中である簡易サウナ設備及び一般サウナ設備のうち、この条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第 10 条の 2 又は第 10 条の 3 の規定に適合しないものの位置、構造及び管理の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に簡易サウナ設備又は一般サウナ設備を設置している者に対する新条例第 68 条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「令和 8 年 5 月 31 日までに」とする。

号（
管理
る。
材料」

ウナ
装置
は、
でな

」を

同条
第4号

ウナ設
うち、
0条の
準につ

してい
じめ」

(理 由)

この案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火
気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等
に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

火災予防条例 (抜すい)

(簡易サウナ設備)

第10条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテ
ント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) 又はパレ
ル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)
に設ける放熱設備であつて、出力 6キロワット以下のものであり、かつ、ま
きを使用するもの又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及
び構造の基準は、第 5条第 1項第 2号から第 9号まで、第14号及び第19号 (イを除く。)、第 7条第 2項並びに第10条の 3第 2項第 1号の規定を、管理
の基準は、第 5条第 3項第 1号から第 5号までの規定をそれぞれ準用する。
この場合において、第 7条第 2項中「前項に規定するもののほか、不燃材料」
とあるのは「不燃材料」と読み替えるものとする。

2 簡易サウナ設備の構造の基準は、前項に規定するもののほか、簡易サウナ
設備の温度が過度に上昇した場合において、自動的に熱源を停止できる装置
を設けることとする。ただし、まきを使用する簡易サウナ設備にあつては、
速やかに使用することができる位置に消火器を設けたときは、この限りでな
い。

(一般サウナ設備)
熱気浴設備

第10条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に第10条の2 熱気浴室に設ける放熱設備（以下「熱気浴設備」という。）

設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造の基準は、

第5条第1項第2号から第9号まで及び第13号から第19号まで並びに第2項並びに第10条前条第2項第4号の規定を、管理の基準は、第5条第3項各号の規定をそれぞれ準用する。

2 一般サウナ設備の位置の基準は、前項に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 熱気浴設備は、火災予防上安全に区画された室内に設けること。
(消火器)

第45条 (略)

2 令別表第1に掲げる防火対象物に、次の各号に掲げる場所があるときは、当該場所に消火器を設けなければならない。

(1) } (略)
(2) }
(3) }

(4) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室、サウナ室、熱気浴室その他多量の火気を使用する場所

(5) } (略)
(6) }

3 } (略)
4 }

(火災の警戒)

第57条 法第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報が発せられたときの火の使用の制限は、次のとおりとする。

(1) } (略)
(2) }

(5) }

(6) 屋内で裸火を使用するときは、みだりに窓、出入口等を開放しないこと。
(火を使用する設備等の設置の届出)

第68条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) }
5 } (略)
(4) }

(4) の 2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

(4) の 3 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)
(4) の 2 熱気浴設備

(4) の 4 }
(4) の 3 } (略)
(4) の 5 }
(4) の 4 }

(5) }
5 } (略)
(10) }

(参考 2)

こと。
る設
を消

参 照 条 文

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取
扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総
務省令第24号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

(対象火気設備等の種類)

第 3条 令第 5条第 1項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第 1
号から 第13号 までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び 第14号 から
第12号 第13号
第21号 までに掲げる設備とする。
第20号

- (1) } (略)
- 5 } (略)
- (7) }

(8) 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型
サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型
サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に
設ける放熱設備であって、定格出力 6キロワット以下のものであり、かつ、
薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）

(9) 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける
(8) サウナ室に設ける放熱設備
放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）

- (10) } (略)
- (9) } (略)
- 5 } (略)

(21) }
(20) }

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造)

第10条 令第5条第1項第5号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

(1) (略)

(2) 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び~~一般~~サウナ設備にあつては、その風道並びにその被覆及び支枠を不燃材料で造ること。

(3) }
{ (略)
(8) }

(9) 固体燃料を使用するストーブ及び簡易サウナ設備にあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。

(10) }
{ (略)
(13) }

(周囲に火災が発生するおそれが少ない構造)

第11条 令第5条第1項第6号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その周囲において火災が発生するおそれが少ないよう防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

(1) }
(2) } (略)

(3) 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び~~一般~~サウナ設備にあつては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

(4) }
{ (略)

(9) ｝

(風道、燃料タンク等の構造)

第14条 令第5条第1項第9号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

(1) (略)

(2) 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあつては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとする。

(3) ｝
（略）
(7) ｝

(安全を確保する装置等)

第15条 令第5条第1項第10号の規定により、対象火気設備等には、必要に応じ、次の各号に定めるところにより、その使用に際し異常が生じた場合において安全を確保するために必要な装置を設けなければならない。

(1) ｝
（略）
(6) ｝

(7) 簡易サウナ設備及び一般サウナ設備にあつては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、簡易サウナ設備（薪を熱源とするものに限る。）にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

(8) (略)

令和8年第109号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 名古屋駅西側駅前広場整備工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市中村区椿町地内 |
| 3 | 契約の内容 | 広場整備工事1式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 2,323,530,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区則武一丁目15番7号
ジェイアール東海建設株式会社
代表取締役社長 本 田 敦 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和11年3月9日 |

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋駅西側駅前広場の整備工事を施行する必要があるによる。

令和8年第110号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 枇杷島橋下部工改築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 愛知県清須市西枇杷島町南問屋地内 |
| 3 | 契約の内容 | 橋脚（鉄筋コンクリート造） 高さ 11.04 メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1,213,382,940 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大豊・矢作特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中村区角割町5丁目7番地の2
大豊建設株式会社名古屋支店
執行役員支店長 清 水 幹 雄
名古屋市東区葵三丁目19番7号
矢作建設工業株式会社
代表取締役 高 柳 充 広 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和9年7月30日 |

（理 由）

この案を提出したのは、枇杷島橋下部工の改築工事を施行する必要があるによる。

令和8年第111号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新たな障害者スポーツセンター新築工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市西区押切一丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造地上4階、地下1階建1棟
延面積 6,881.12平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 4,598,000,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市東区泉一丁目2番3号
佐藤工業株式会社名古屋支店
執行役員支店長 増井義人 |
| 7 完成予定期日 | 令和13年2月28日 |

(理由)

この案を提出したのは、新たな障害者スポーツセンターの新築工事を施行する必要があるによる。

令和8年第112号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 港区役所南陽支所等複合施設新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市港区春田野三丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造4階建1棟・その他
延面積 6,746.48平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 2,572,570,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
名工建設株式会社
代表取締役社長 松野篤二 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和10年2月29日 |

(理由)

この案を提出したのは、港区役所南陽支所等複合施設の新築工事を施行する必要があるによる。

令和8年第113号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 西田代公営住宅新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市千種区自由ヶ丘1丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造3階建1棟・その他
39戸
延面積 2,508.71平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 733,294,100円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏 木 博 喜 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和9年10月29日 |

(理 由)

この案を提出したのは、西田代公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和8年第114号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 日光川公園公園施設新築等工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市港区藤前五丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 日光川公園公園施設再整備 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約金額 | 2,566,498,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 日光川パークマネジメントグループDBグループ
代表者 名古屋市中区丸の内二丁目13番32号
株式会社TONZAKOデザイン
代表取締役 松 崎 淳
名古屋市瑞穂区中山町6丁目3番地の2
岩間造園株式会社
代表取締役 岩 間 紀 久 裕
名古屋市南区寺部通4丁目23番地
株式会社水野工務店
代表取締役社長 山 本 光 二 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和11年3月31日 |

(理 由)

この案を提出したのは、日光川公園公園施設の新築等工事を施行する必要が

あるによる。

契約の締結について

下記要項により、整備等事業契約を締結するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- 1 契約の目的 氷室公営住宅及び更新住宅の設計、建設、入居者移転支援及び民間施設等の整備用地の活用
- 2 施行場所 名古屋市南区氷室町及び三条二丁目地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 4,878,500,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏 木 博 喜
名古屋市中区平和一丁目15番30号
株式会社市川三千男建築設計事務所
代表取締役 市 川 み さ 子
名古屋市中区城見通2丁目10番地の1
株式会社ニッショー
代表取締役 加 治 佐 弘
名古屋市中区錦二丁目20番15号
株式会社AVANTIA
代表取締役 沢 田 康 成
- 6 契約期間 氷室公営住宅及び更新住宅の設計、建設及び入居者移転支援に係る業務にあつては、契約締結の日から同業務の

対価の支払が完了するまでの間、民間施設等の整備用地の活用に係る業務にあつては、契約締結の日から選定事業者と締結する同整備用地の売買契約に定める日までの間。

(理 由)

この案を提出したのは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより氷室公営住宅及び更新住宅の整備等事業を施行する必要があるによる。

備用地
選定事
までの

するこ
による。

(参 考)

参 照 条 文

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）抜すい

(実施方針)

第5条 (略)

- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

(1) }
{ (略)
(4) }

- (5) 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(6) }
(7) } (略)

3 }
4 } (略)

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

- 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）抜すい

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあつては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		千円
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	(略)	

については、
各の金額
を下らな

令和8年第116号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる整備等事業契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

整備等事業契約名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
名古屋市瑞穂公園陸上競技場等の整備等事業契約 〔令和3年7月6日議決 令和3年第95号（令和 6年3月8日議決令和 6年第73号により契約 金額を変更）〕	契約 金額	58,534,590,059円	60,732,473,394円

（理 由）

この案を提出したのは、整備等事業契約の契約金額を増額する必要があるによる。

令和8年第117号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工事請負契約名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
中村区役所等複合庁舎地下通路新設工事の請負契約 〔令和7年3月10日議決 令和7年第77号〕	契約金額	3,494,348,000円	3,617,093,700円

(理 由)

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

土地の無償貸付について

下記のとおり、土地を無償で貸し付けるものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

- 1 貸付けの目的 氷室公営住宅及び更新住宅の建設及び民間施設等の整備用地の活用
- 2 貸し付ける土地の概要 名古屋市南区氷室町1901番始め2筆宅地 18,236.72平方メートル
- 3 貸付けの相手方 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号株式会社日東建設
代表取締役 柏 木 博 喜
名古屋市中区平和一丁目15番30号株式会社市川三千男建築設計事務所
代表取締役 市 川 み さ 子
名古屋市北区域見通2丁目10番地の1株式会社ニッショー
代表取締役 加 治 佐 弘
名古屋市中区錦二丁目20番15号株式会社AVANTIA
代表取締役 沢 田 康 成
- 4 貸付期間 氷室公営住宅及び更新住宅の整備等事業契約に定める契約期間のうち、同契約の締結の日からこれらの住宅の所有権移転及び引渡しの日まで

の間。ただし、民間施設等の整備用地については、同契約の締結の日から同整備用地の売買契約に基づき選定事業者が市から同整備用地の所有権を取得するまでの間。

(理 由)

この案を提出したのは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより氷室公営住宅及び更新住宅の整備等事業を施行するため、土地を無償で貸し付ける必要があるによる。

(参考 1)

参 照 条 文

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）抜すい

（国有財産の無償使用等）

第71条（略）

- 2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法第238条第1項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

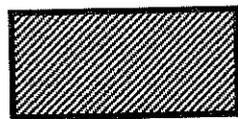
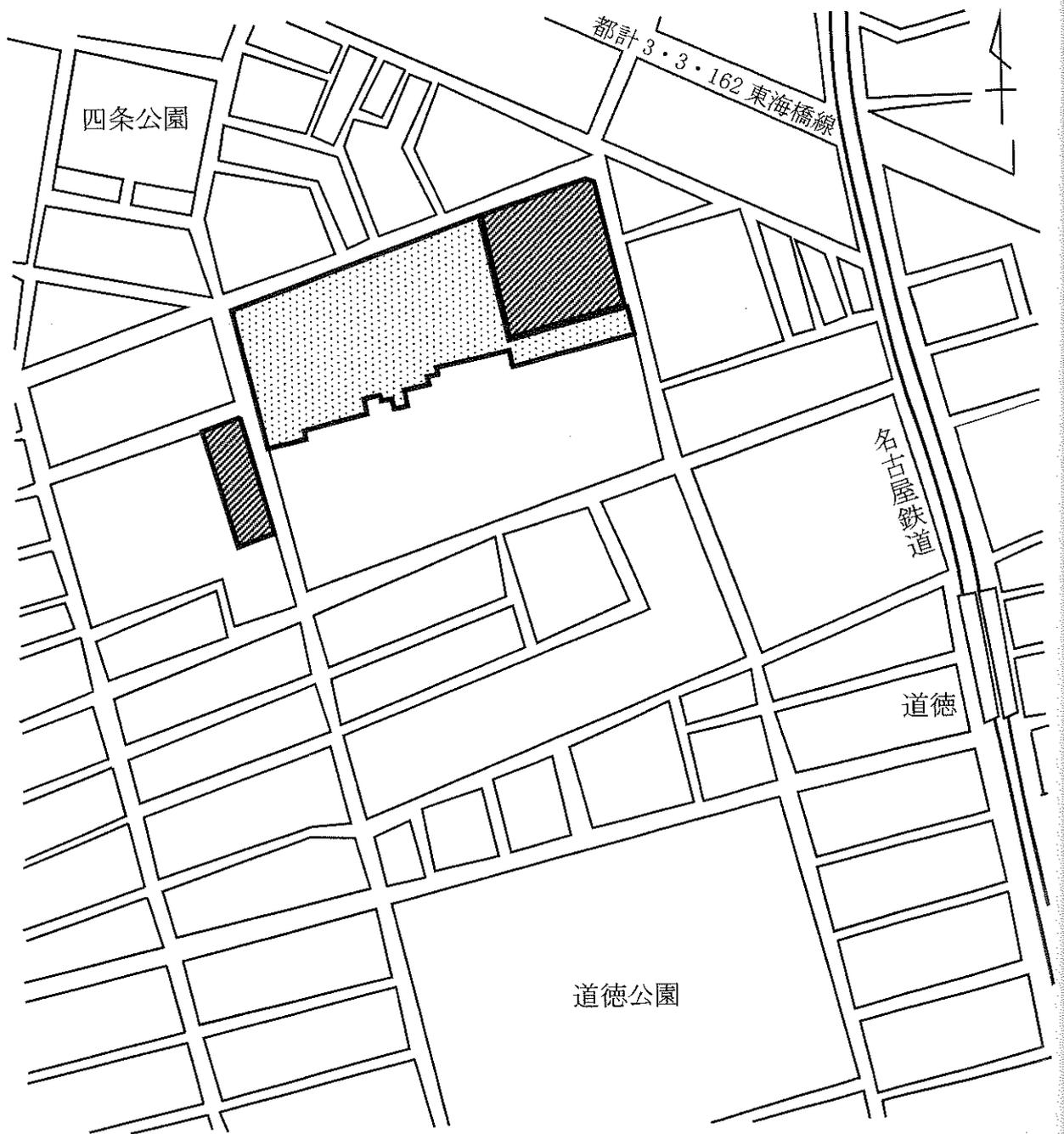
- (1) }
{ (略)
(5) }

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

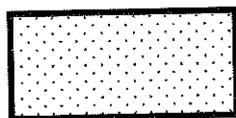
- (7) }
{ (略)
(15) }

（第2項 略）

(参考 2)



貸付予定地 (民間施設等の整備用地)



貸付予定地

令和 8 年第 119 号議案

土地区画整理に伴う町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から、本市の別図第 1 の区域について、下記のとおり、町の区域の変更を行うものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

記

区域を変更する町の名称及びその区域

名称 秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋二丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目及び東茶屋四丁目

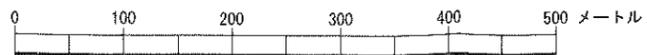
区域 別図第 2 のとおり

（理 由）

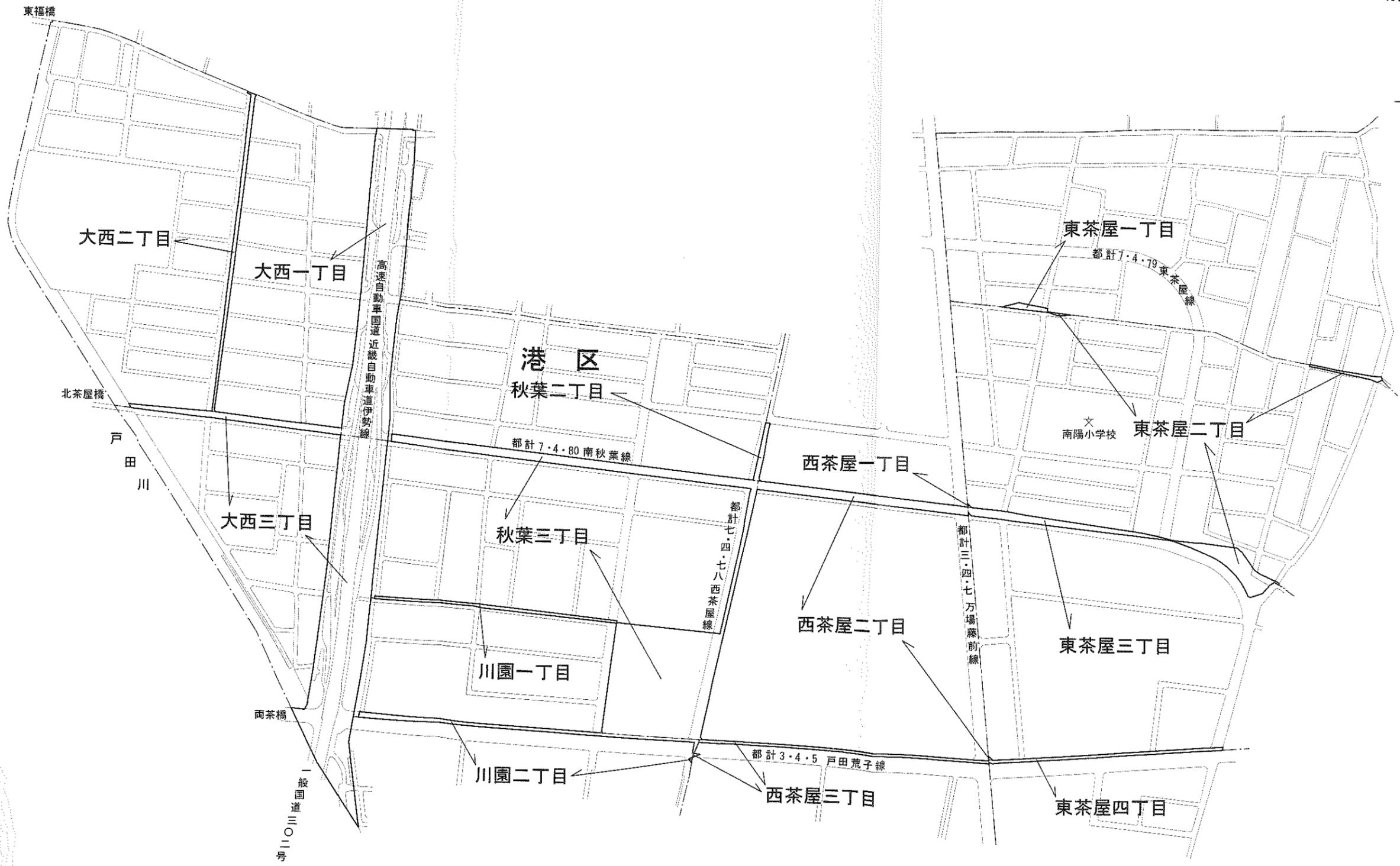
この案を提出したのは、名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分に伴い、同組合の施行地区及びその関連区域について、町の区域の変更を行う必要があるによる。



1:6,500



凡 例	
実施区域	———
町界	———
大字界	———
字界	———
区、町、字名	太字
施設名称	細字



1:6,500 0 100 200 300 400 500 メートル

凡 例	
実施区域	——
町界	---
区、町名	太字
施設名称	細字

令和8年第120号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和8年2月18日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
1	千音寺第96号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4121番地先	第1 附図
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4203番の1地先	
2	千音寺第97号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4118番地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4179番地先	
3	千音寺第98号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4178番地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4198番地先	
4	千音寺第99号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4123番の1地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4117番地先	

5	千音寺第 100 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4189番地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 西六反畑4060番地先	
6	千音寺第 101 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 西六反畑4064番の 1 地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 西六反畑4051番の 2 地先	
7	千音寺第 102 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 西六反畑4047番地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 郷東4305番地先	
8	千音寺第 103 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 粉諸2309番地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 上屋敷2409番の 3 地先	
9	千音寺第 104 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4144番地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4141番地先	
10	千音寺第 105 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4124番の 3 地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4111番の 2 地先	
11	千音寺第 106 号線	名古屋市中川区千音寺二丁目 1 番の 4 地先	〃
		名古屋市中川区富田町大字千音寺字 稲屋4124番の 2 地先	

〃	12	千音寺第 107 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西六反畑4038番地先	〃
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字西六反畑4040番地先	
〃	13	千音寺第 108 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4199番の 1 地先	〃
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字西六反畑4062番の 1 地先	
〃	14	千音寺第 109 号線	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西六反畑4052番地先	〃
			名古屋市中川区富田町大字千音寺字郷東4307番地先	
〃	1	茶屋新田第 134 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 390 番地先	第 2 附図
			名古屋市港区東茶屋一丁目 337 番地先	
〃	2	茶屋新田第 135 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 414 番地先	〃
			名古屋市港区東茶屋一丁目 503 番地先	
〃	3	茶屋新田第 136 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 208 番地先	〃
			名古屋市港区東茶屋一丁目 187 番の 1 地先	
〃	4	茶屋新田第 137 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 239 番の 1 地先	〃
			名古屋市港区東茶屋一丁目 183 番地先	

5	茶屋新田第 138 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 392 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 403 番の 3 地先	
6	茶屋新田第 139 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 409 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 419 番地 先	
7	茶屋新田第 140 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 463 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 492 番の 2 地先	
8	茶屋新田第 141 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 614 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 461 番地 先	
9	茶屋新田第 142 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 602 番の 1 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 598 番の 1 地先	
10	茶屋新田第 143 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 603 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 593 番地 先	
11	茶屋新田第 144 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 673 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 685 番地 先	

12	茶屋新田第 145 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 145 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 132 番地 先	
13	茶屋新田第 146 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 241 番の 1 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 578 番地 先	
14	茶屋新田第 147 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 578 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 73 番地先	
15	茶屋新田第 148 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 239 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 233 番の 1 地先	
16	茶屋新田第 149 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 292 番の 1 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 307 番地 先	
17	茶屋新田第 150 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 319 番の 1 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 310 番の 1 地先	
18	茶屋新田第 151 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 128 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 122 番地 先	

19	茶屋新田第 152 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 378 番の 3 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 439 番地 先	
20	茶屋新田第 153 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 376 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 369 番地 先	
21	茶屋新田第 154 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 442 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 86 番地先	
22	茶屋新田第 155 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 445 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 74 番地先	
23	茶屋新田第 156 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 246 番の 43 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 364 番の 1 地先	
24	茶屋新田第 157 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 246 番の 42 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 337 番地 先	
25	茶屋新田第 158 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 246 番の 21 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 294 番の 1 地先	

"	26	茶屋新田第 159 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 246 番の 9 地先	"
			名古屋市港区東茶屋一丁目 251 番地 先	
"	27	茶屋新田第 160 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 246 番の 4 地先	"
			名古屋市港区東茶屋一丁目 753 番の 2 地先	
"	28	茶屋新田第 161 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 392 番の 1 地先	"
			名古屋市港区東茶屋一丁目 649 番の 2 地先	
"	29	茶屋新田第 162 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 337 番地 先	"
			名古屋市港区東茶屋一丁目 626 番の 1 地先	
"	30	茶屋新田第 163 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 442 番地 先	"
			名古屋市港区東茶屋一丁目 459 番の 1 地先	
"	31	茶屋新田第 164 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 467 番地 先	"
			名古屋市港区東茶屋一丁目 667 番の 1 地先	
"	32	茶屋新田第 165 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 502 番地 先	"
			名古屋市港区東茶屋一丁目 687 番地 先	

33	茶屋新田第 166 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 485 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 598 番の 1 地先	
34	茶屋新田第 167 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 614 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 622 番地 先	
35	茶屋新田第 168 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 558 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 86 番地先	
36	茶屋新田第 169 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 136 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 87 番地先	
37	茶屋新田第 170 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 134 番地 先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目 77 番の 1 地先	
38	茶屋新田第 171 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 55 番地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 210 番地 先	
39	茶屋新田第 172 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 233 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 298 番の 1 地先	

〇	〃	40	茶屋新田第 173 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 229 番地先	〃
〇				名古屋市港区東茶屋二丁目 303 番地先	
〇	〃	41	茶屋新田第 174 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 224 番地先	〃
地				名古屋市港区東茶屋二丁目 366 番地先	
地	〃	42	茶屋新田第 175 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 212 番の 2 地先	〃
先				名古屋市港区東茶屋二丁目 110 番地先	
地	〃	43	茶屋新田第 176 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 3 番地先	〃
先				名古屋市港区東茶屋二丁目 75 番の 1 地先	
地	〃	44	茶屋新田第 177 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 319 番の 1 地先	〃
1				名古屋市港区東茶屋二丁目 356 番の 2 地先	
先	〃	45	茶屋新田第 178 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 108 番地先	〃
地				名古屋市港区東茶屋二丁目 87 番の 2 地先	
の	〃	46	茶屋新田第 179 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 376 番地先	〃
の				名古屋市港区東茶屋二丁目 436 番の 6 地先	

47	茶屋新田第 180 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 367 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋三丁目 165 番地 先	
48	茶屋新田第 181 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 447 番の 1 地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目 453 番地 先	
49	茶屋新田第 182 号線	名古屋市港区東茶屋三丁目 1 番地先	〃
		名古屋市港区東茶屋三丁目 55 番の 2 地先	
50	茶屋新田第 183 号線	名古屋市港区大西一丁目 109 番地先	〃
		名古屋市港区大西一丁目 105 番地先	
51	茶屋新田第 184 号線	名古屋市港区秋葉三丁目 132 番の 2 地先	〃
		名古屋市港区秋葉三丁目 132 番の 1 地先	
52	茶屋新田第 185 号線	名古屋市港区川園一丁目 23 番地先	〃
		名古屋市港区川園一丁目 94 番の 1 地 先	
53	茶屋新田第 186 号線	名古屋市港区川園一丁目 32 番の 2 地 先	〃
		名古屋市港区川園一丁目 54 番地先	

の 地	〃	54	茶屋新田第 187 号線	名古屋市港区川園一丁目59番地先	〃
				名古屋市港区川園一丁目 8 番地先	
の 地	〃	55	茶屋新田第 188 号線	名古屋市港区川園一丁目 3 番の 1 地先	〃
				名古屋市港区川園一丁目93番地先	
先 2	〃	56	茶屋新田第 189 号線	名古屋市港区川園一丁目32番の 2 地先	〃
				名古屋市港区川園一丁目 124 番地先	
先 先	〃	57	茶屋新田第 190 号線	名古屋市港区川園二丁目74番地先	〃
				名古屋市港区川園二丁目75番の 2 地先	
2 1	〃	58	茶屋新田第 191 号線	名古屋市港区川園二丁目65番地先	〃
				名古屋市港区川園二丁目65番地先	
地	〃	59	秋葉三丁目第 1 号線	名古屋市港区秋葉二丁目 167 番地先	〃
				名古屋市港区秋葉二丁目 160 番地先	
地	〃	60	川園二丁目第 1 号線	名古屋市港区川園二丁目75番の 2 地先	〃
				名古屋市港区川園二丁目 100 番地先	

61	川園二丁目第2号線	名古屋市港区西茶屋三丁目168番の1地先	〃
		名古屋市港区西茶屋四丁目30番地先	
62	東茶屋一丁目第1号線	名古屋市港区東茶屋一丁目15番地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目54番地先	
1	苗代一丁目第1号線	名古屋市守山区苗代一丁目401番の21地先	第3 附図
		名古屋市守山区苗代一丁目401番の14地先	
2	苗代一丁目第2号線	名古屋市守山区苗代一丁目401番の36地先	〃
		名古屋市守山区苗代一丁目401番の30地先	
1	日の後第1号線	名古屋市守山区日の後1001番の1地先	第4 附図
		名古屋市守山区日の後1001番の36地先	
2	日の後自転車歩行者道第1号線	名古屋市守山区日の後1001番の18地先	〃
		名古屋市守山区日の後1001番の18地先	
3	日の後自転車歩行者道第2号線	名古屋市守山区日の後1201番地先	〃
		名古屋市守山区日の後1001番の64地先	

番の	"
地先	
地先	"
地先	
番の	第 3
番の	附図
番の	"
番の	
1 地	第 4
36地	附図
18地	"
18地	
先	"
64地	

1	山田二丁目第 1 号線	名古屋市北区山田二丁目1101番の 2 地先	第 5
		名古屋市北区山田二丁目1101番の 2 地先	附図
1	八事裏山第 8 号線	名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番の13地先	第 6
		名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番の 158 地先	附図

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
ア	茶屋 6 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 414 番地先	第 7
		名古屋市港区東茶屋一丁目15番地先	附図
イ	河原 4 号線	名古屋市港区大西三丁目25番の 1 地先	"
		名古屋市港区秋葉三丁目 1 番地先	
ウ	茶屋新田第 2 号線	名古屋市港区東茶屋三丁目33番地先	"
		名古屋市港区東茶屋三丁目 167 番地先	
エ	河原 2 号線	名古屋市港区秋葉一丁目 181 番の 5 地先	"
		名古屋市港区川園二丁目 100 番地先	

オ	茶屋新田第19号線	名古屋市港区川園二丁目49番地先	〃
		名古屋市港区川園二丁目65番地先	
カ	河原3号線	名古屋市港区西茶屋一丁目163番地先	〃
		名古屋市港区西茶屋四丁目30番地先	
キ	茶屋1号線	名古屋市港区東茶屋一丁目342番地先	〃
		名古屋市港区西茶屋三丁目58番の1地先	
ク	茶屋3号線	名古屋市港区東茶屋一丁目146番地先	〃
		名古屋市港区東茶屋二丁目445番地先	
ケ	茶屋4号線	名古屋市港区東茶屋一丁目191番地先	〃
		名古屋市港区東茶屋一丁目73番地先	
ア	八事68号線	名古屋市天白区天白町大字八事字裏山67番の3地先	第9 附図
		名古屋市天白区天白町大字八事字山田24番の308地先	
ア	鳴海町第363号線	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の3地先	第10 附図
		名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の681地先	

廃止する路線

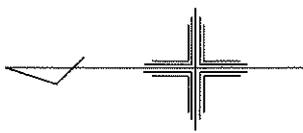
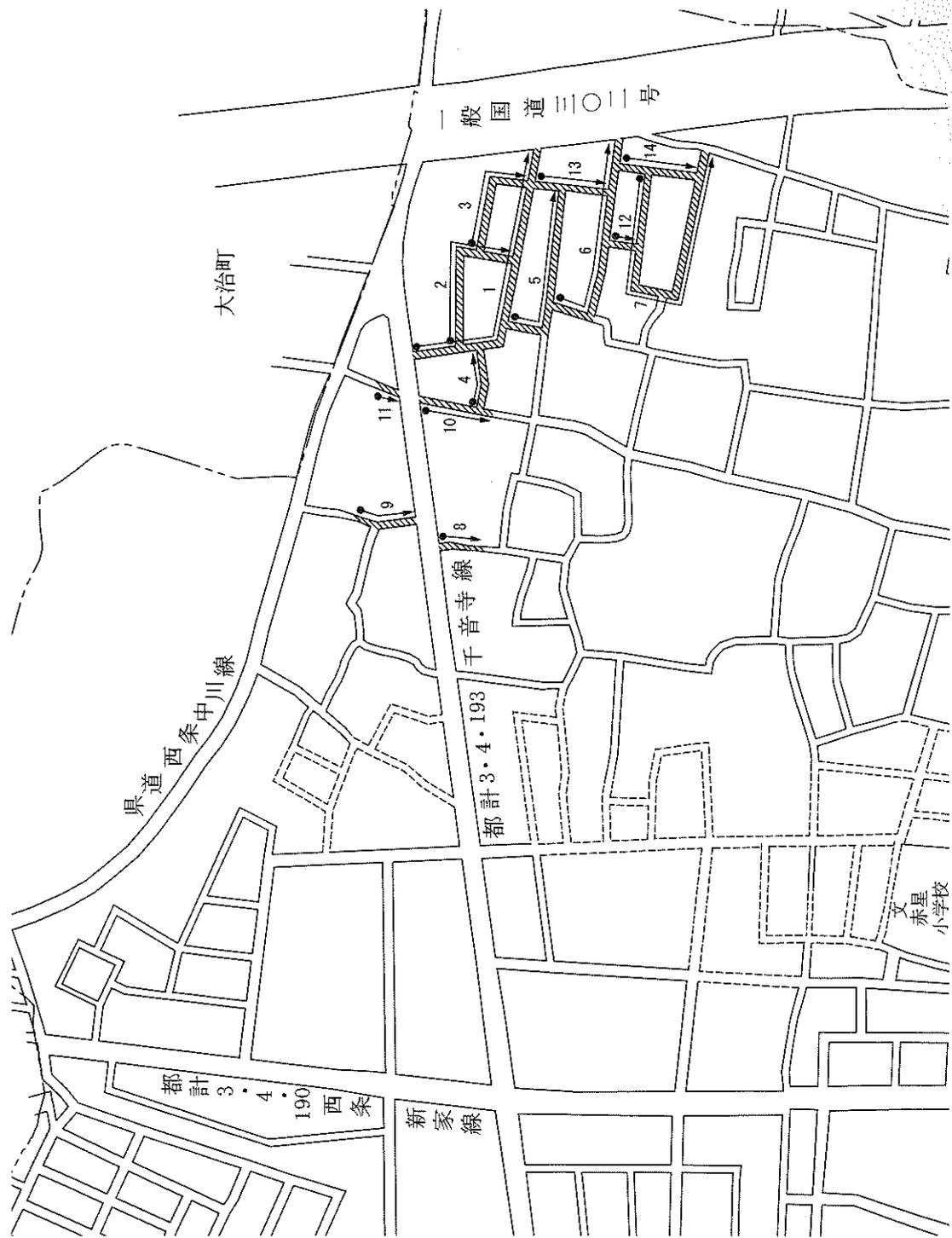
整理 番号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
1	茶屋 7 号線	名古屋市港区東茶屋二丁目 230 番地先	第 7 附図
		名古屋市港区東茶屋二丁目 209 番地先	
2	茶屋新田第 1 号線	名古屋市港区西茶屋二丁目 23 番地先	"
		名古屋市港区西茶屋二丁目 6 番の 2 地先	
3	河原 6 号線	名古屋市港区川園一丁目 59 番地先	"
		名古屋市港区川園一丁目 85 番の 2 地先	
4	河原 7 号線	名古屋市港区川園一丁目 124 番地先	"
		名古屋市港区川園一丁目 106 番の 1 地先	
5	河原 1 号線	名古屋市港区大西二丁目 2 番地先	"
		名古屋市港区大西二丁目 134 番地先	
6	茶屋 2 号線	名古屋市港区東茶屋一丁目 246 番の 11 地先	"
		名古屋市港区東茶屋一丁目 687 番地先	

7	東茶屋二丁目第1号線	名古屋市港区東茶屋二丁目3番地先	"
		名古屋市港区東茶屋二丁目74番地先	
1	熱田新田東組東西支線 第37号	名古屋市中川区十一番町2丁目23番地先	第8 附図
		名古屋市中川区十一番町2丁目27番の3地先	

(理由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附图

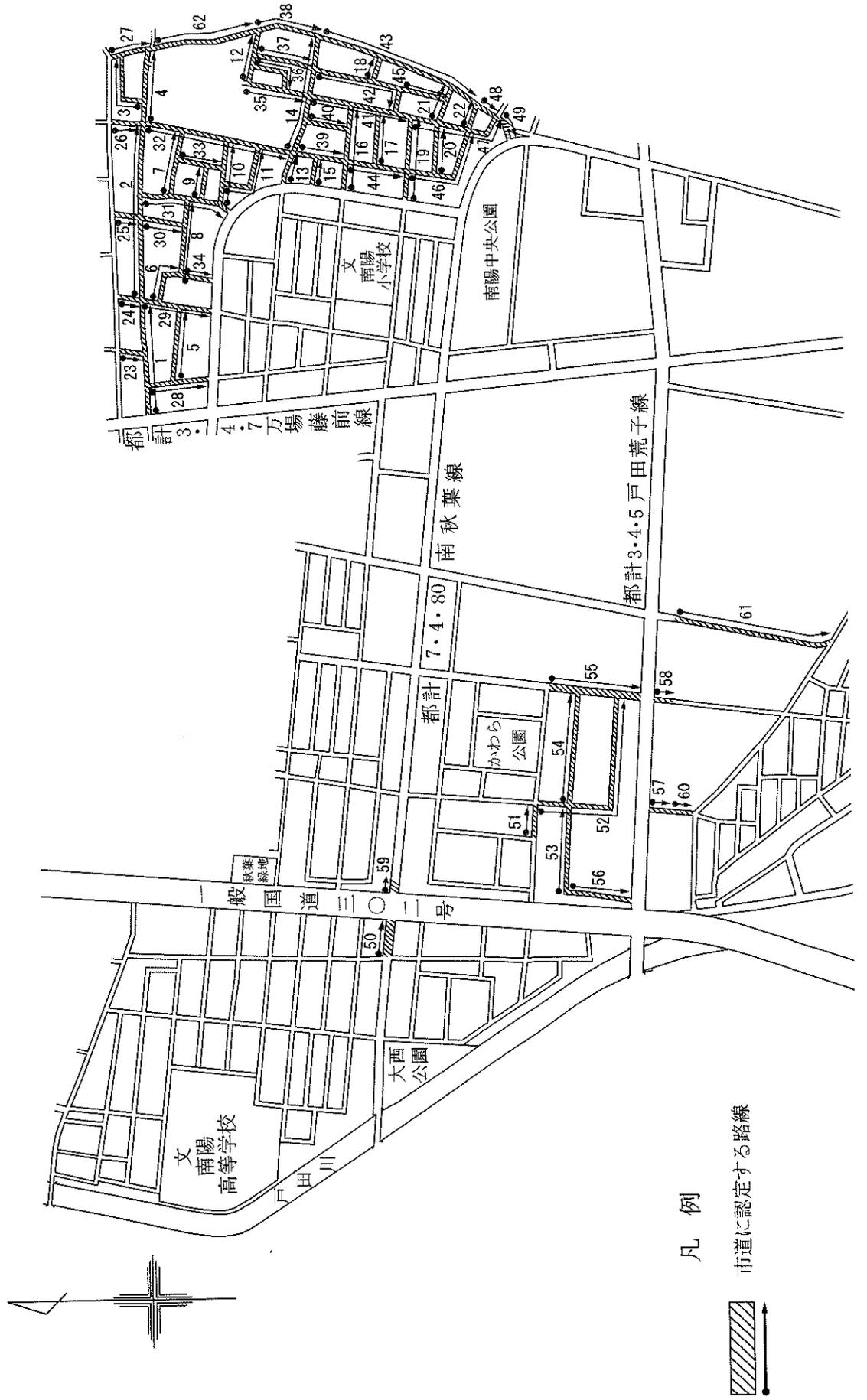


凡例

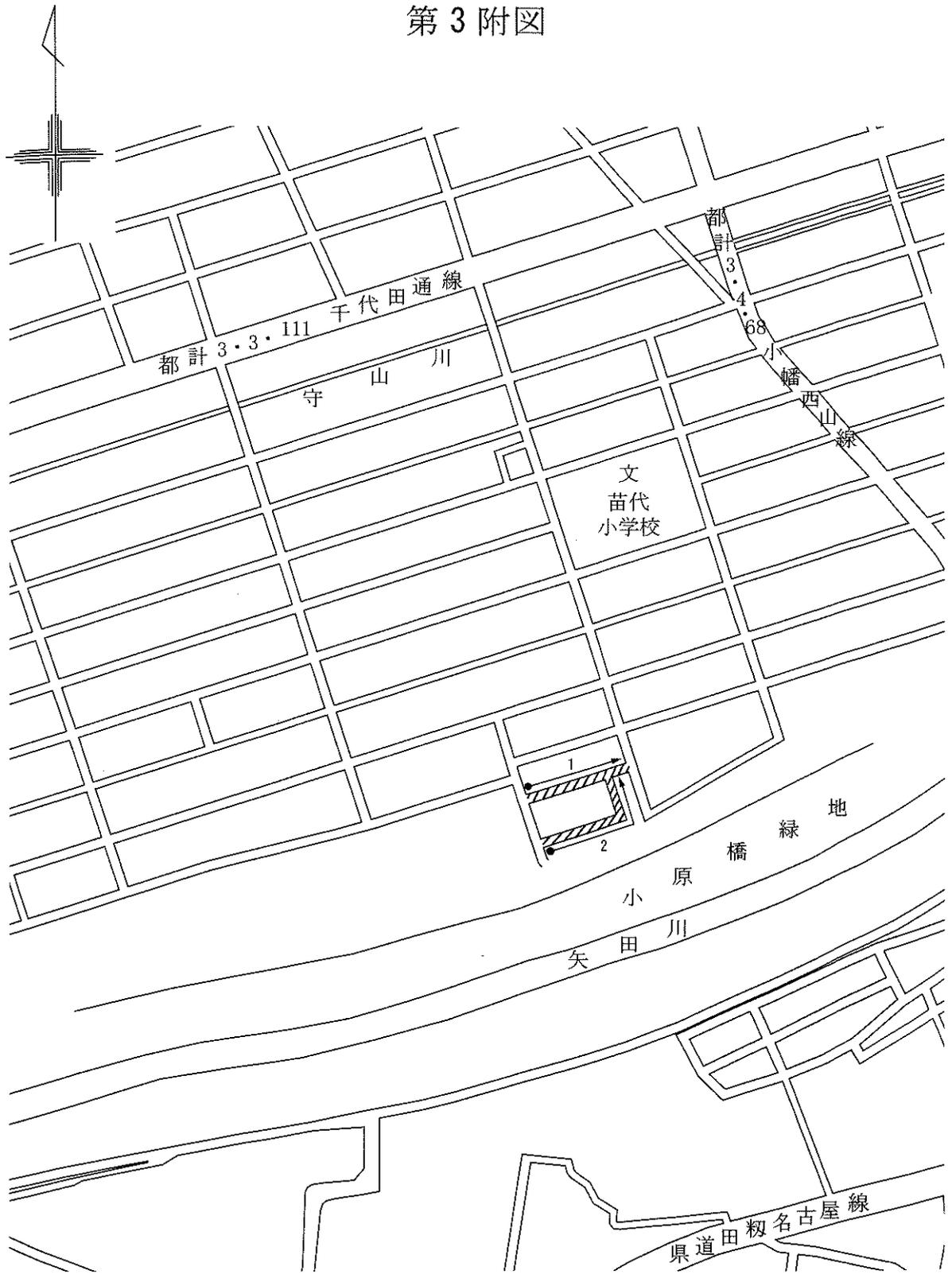
市道に認定する路線



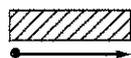
第2附图



第 3 附図

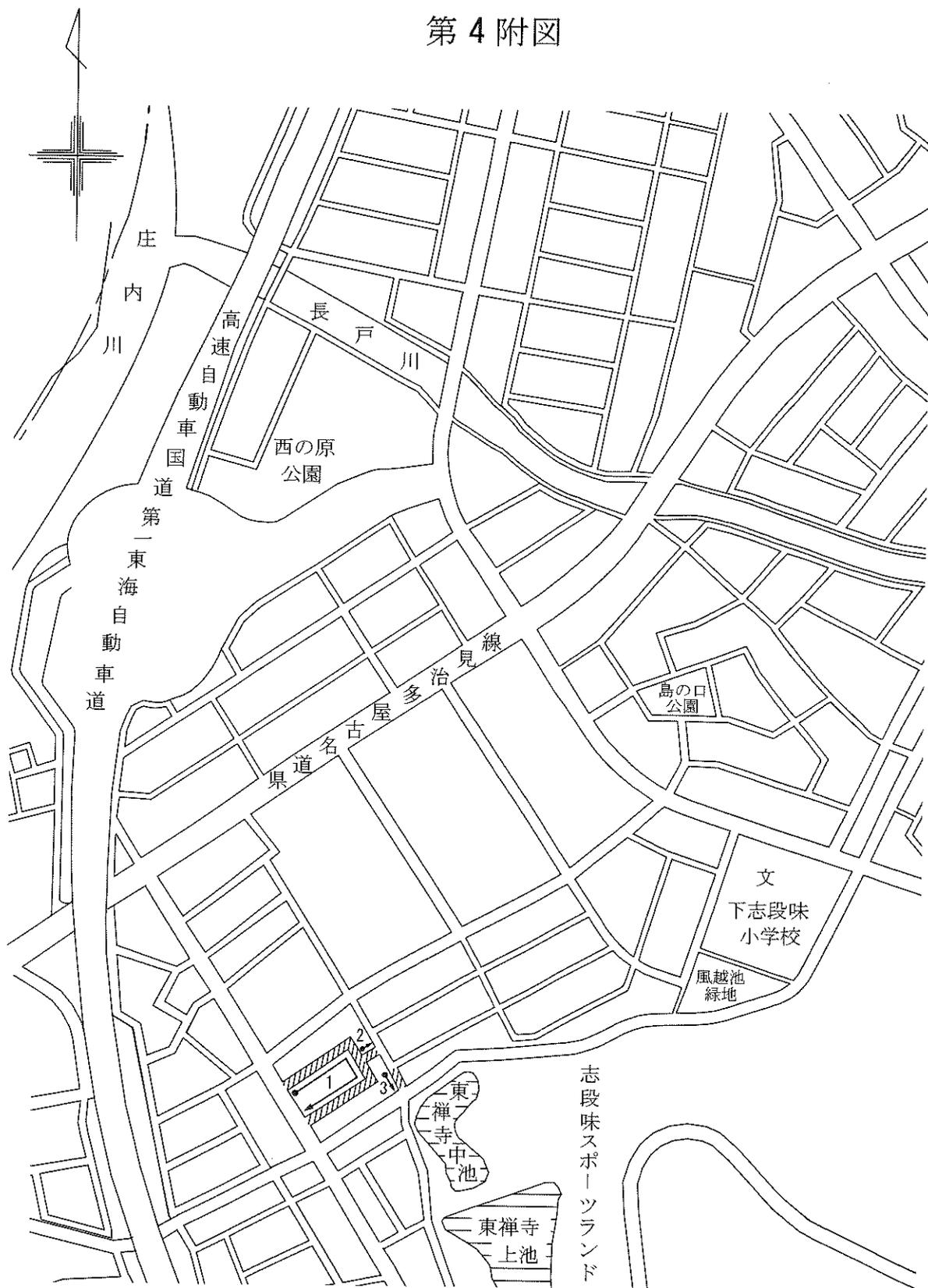


凡 例



市道に認定する路線

第4附図

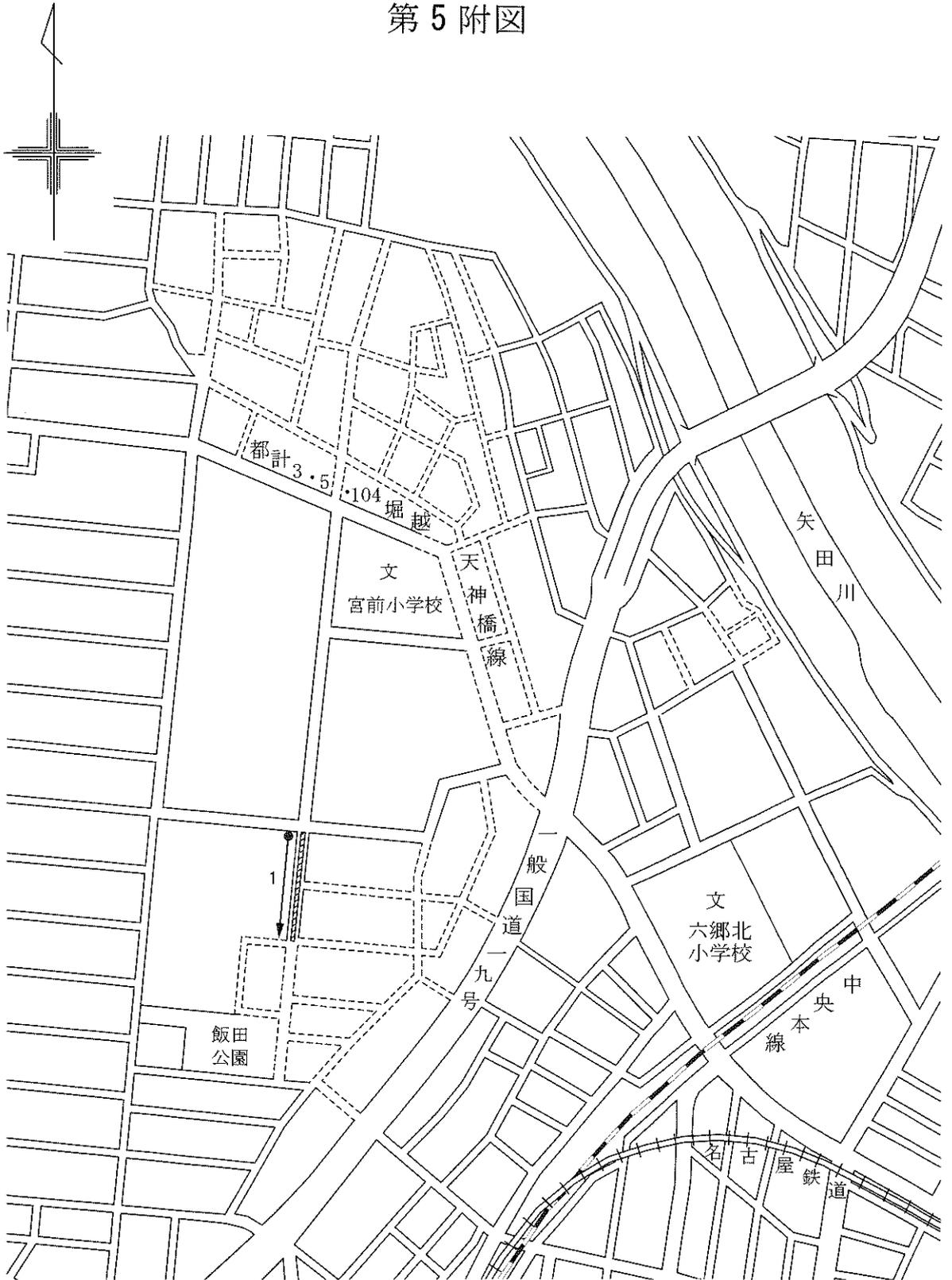


凡例

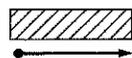


市道に認定する路線

第5附図



凡例



市道に認定する路線

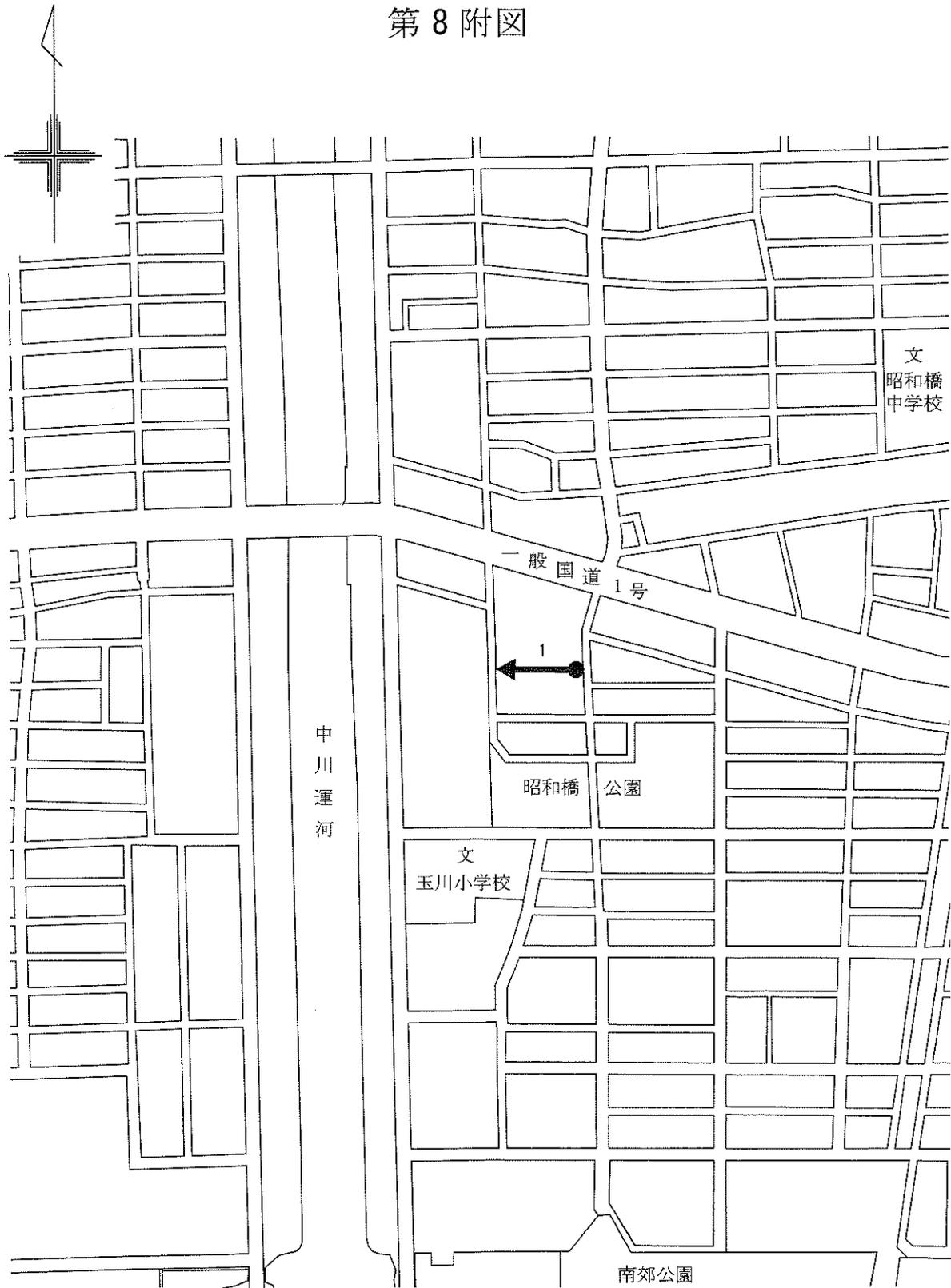
第 6 附図



凡 例

 市道に認定する路線

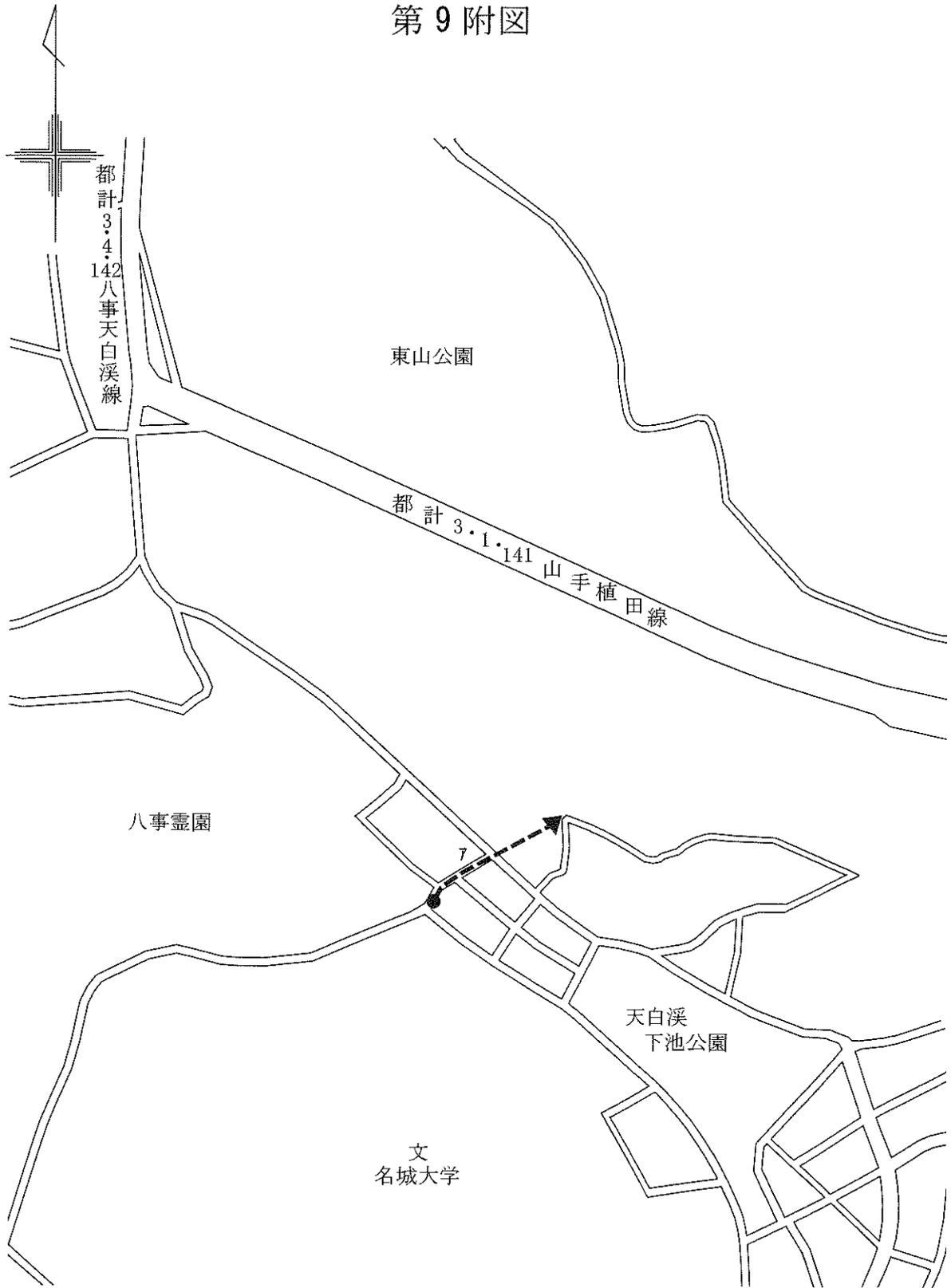

第 8 附図



凡 例

 廃止する路線

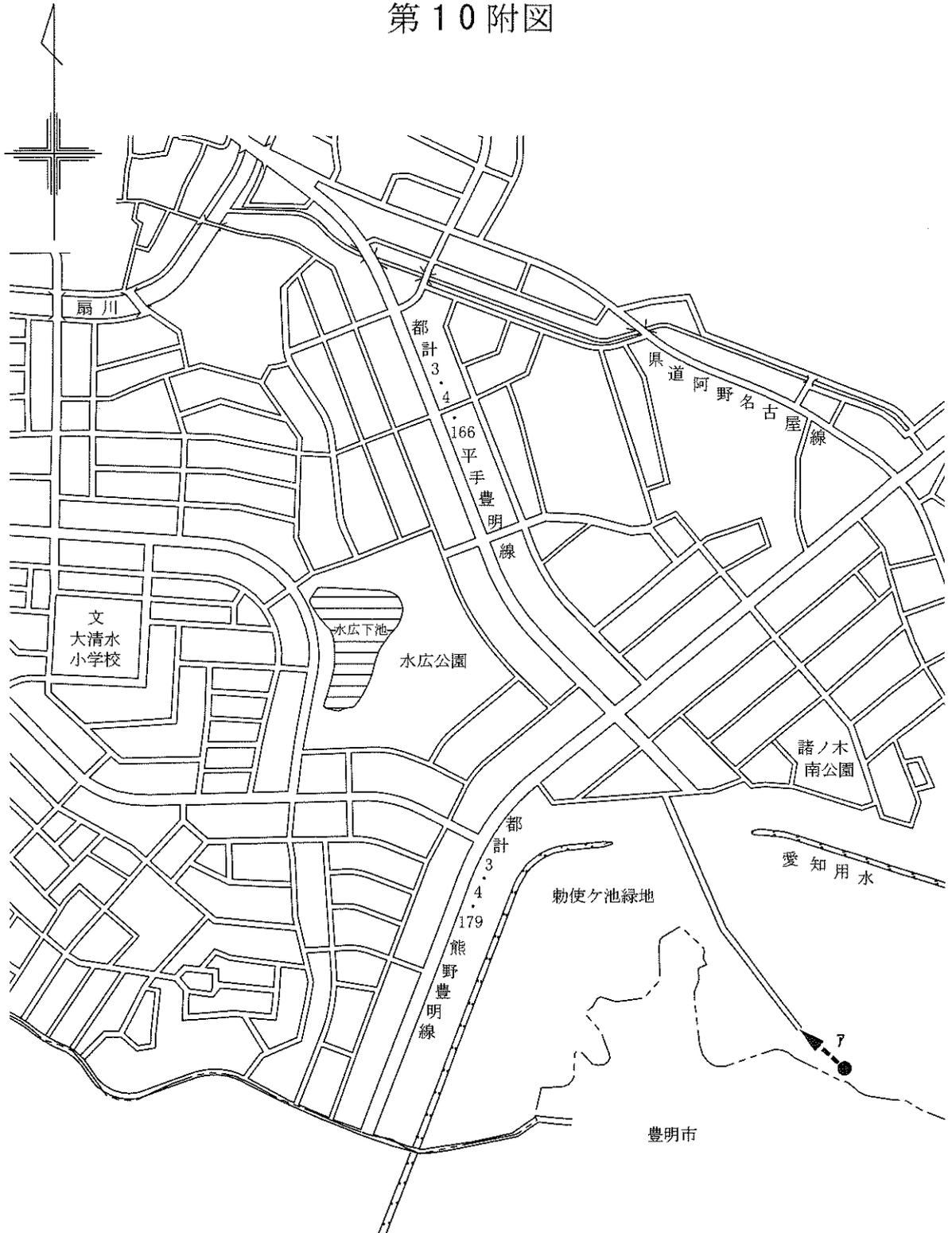
第9 附図



凡 例

● - - - - -> 一部廃止する路線

第10附図



凡例

●---→ 一部廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。